

改葬許可に係る手続きについて

【改葬について】

墓地や納骨堂に納めた遺骨を、他の墓地や納骨堂に移すことを改葬といいます。改葬する場合は、墓地、埋葬等に関する法律により、改葬許可が必要です。改葬許可証は、現在の墓地や納骨堂のある市区町村長が交付することになっておりますので、玖珠町内の墓地や納骨堂から改葬する場合は、玖珠町住民課環境生活安全班で手続きを行ってください。

【改葬許可の手順(他市町村では手順に違いがありますのでご注意ください)】

1. 町から改葬許可申請書を取り寄せる。(役場窓口又は町 HP)
2. 改葬許可申請書に必要事項を記入する。
 - ①現在の墓地・納骨堂の管理者に「墓地・納骨堂管理者証明欄」に記入をしてもらう。
 - ②移転先の墓地・納骨堂の受け入れを証明する書類を添付する。
(受入承諾書や使用許可書、権利書の写し、契約書等)
 - ③申請者と移転先の墓地・納骨堂の使用者が異なる場合は、承諾欄に記名押印してもらう。
3. 「2.」の申請書と添付書類を町に提出する。
(手数料が1件当たり300円かかります。※諸証明費用として)
4. 町から「改葬許可証」の交付を受ける。
※改葬許可申請書(様式1)の下段に公印を押印し、「改葬許可証」として交付します。
5. 「改葬許可書」を現在納骨している墓地・納骨堂の管理者に提示し、
移転先の墓地・納骨堂に納める際に、墓地・納骨堂の管理者に提出する。

【郵送で提出する場合】

上記2.の書類に加え、「300円の定額小為替」「切手貼付け済の返信用封筒」を添付し、玖珠町住民課環境生活安全班へご郵送ください。

(郵送先) 〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足268番地の5

玖珠町 住民課 環境生活安全班

問い合わせ先 玖珠町 住民課 環境生活安全班 TEL：0973-72-1137 (直通) FAX：0973-72-2112
--